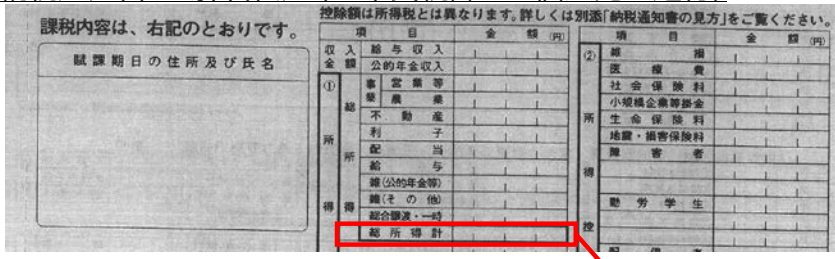


<令和5年度児童手当・特例給付 支給区分の確認方法>


令和5年6月～令和6年5月分の児童手当

: 令和5年度所得(令和4年1月～12月分)で判定

①まず、所得額をご確認ください。(及びB.の場合)
納税通知書の場合(松戸市 市民税課より個人宛に送付)



特別徴収税額通知の場合(松戸市 市民税課より会社を通じて送付)



この金額から
10万円控除

A
所得額
= ① + ②

②確定申告をされた方へ 下記所得に該当があるかご確認ください。

- ・退職所得(総合課税)
- ・山林所得
- ・土地等にかかる事業所得等
- ・長期譲渡所得(分離課税)
- ・短期譲渡所得(分離課税)
- ・先物取引にかかる雑所得
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等
- ・特例適用利子等
- ・特例適用配当等

合計額 →

②

③社会保険料相当分は、一律8万円の控除となります。(全員に適用)

③ 8万円

④市民税について、下記の控除を受けているかご確認ください。

控除できる金額	
・雑損控除	課税上、実控除額
・医療費控除	
・小規模企業共済等掛金控除	
・特別障害者控除	40万円
・障害者控除	27万円
・勤労学生控除	27万円
・寡婦(夫)控除	27万円
・ひとり親控除	35万円
・老人扶養親族、老人控除対象配偶者	一人につき6万円

合計額 →

④

⑤公的年金に係る雑所得がある場合

⑤ 10万円

控除額

B
控除額
= ③ + ④ + ⑤

所得額

A-B
児童手当の判定上の所得

<児童手当の所得制限・所得上限限度額表>

※扶養親族等の数 (市・県民税等の所得申告上のもの)	①所得制限限度額	②所得上限限度額
	(①以上②未満の場合、 月額5,000円(児童1人))	(②以上の場合、 支給の対象外)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円

※本市が公簿等により審査した結果と異なる場合があります。ご不明な場合には、ご申請いただけましたら、松戸市にて審査を行います。

※税の控除対象にならない16歳未満の児童や同一生計配偶者も含まれますが、申告をしていることが必要です。